

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

再審は、無辜が救済される最後の砦である。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶たない。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また、2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていた。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名のもとに、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚える。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからである。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法のもとの平等原則さえも踏みにじられている。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることである。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えた）は、検察の即時抗告に続き、特別抗告により、再審がいまだ実現されていない。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化している。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられた。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確である。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題である。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままである。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも、既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」につ

いて検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められている。

よって、国におかれては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について、「再審法（刑事訴訟法再審規定）」の改正を行うことを要請する。

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月4日

奈良市議会